

◎新潟県告示第341号

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所（平成16年3月新潟県告示第571号）は、令和4年3月31日限りで廃止する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世